

さいたま市新都心バスターミナル条例の制定について

1. 概要

(1) 整備の目的

- 市民の利便性の向上及び交通結節機能の強化を図るため、さいたま新都心バスターミナルを設置するものです。

(2) 所在地・参考図

- 所在地 さいたま市大宮区北袋町1丁目603番地1



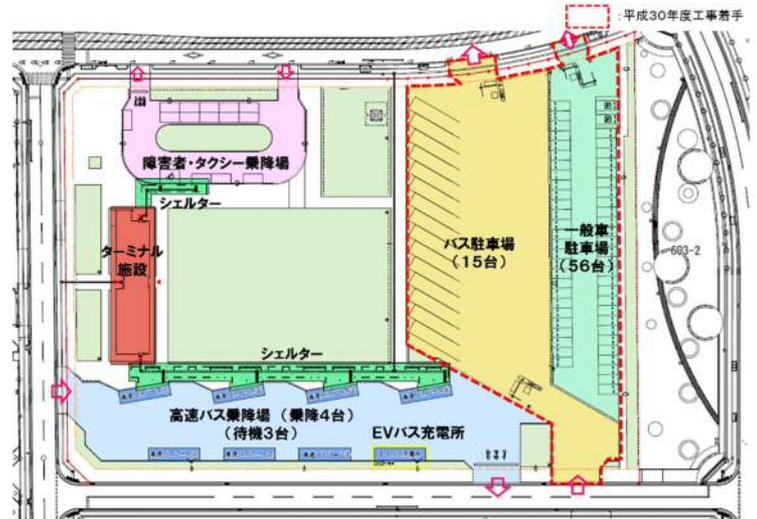
位置図・周辺状況



イメージ図

(3) 施設整備の概要

- バス乗降場 乗降4台、待機3台 (EVバス充電所)
- ターミナル施設 (内部) 313㎡、(外部) 136㎡
- 乗降場シェルター 509㎡
- 一般車駐車場 56台
- バス駐車場 15台
- タクシープール (障害者・タクシー乗降場)



全体平面図

2. スケジュール

- 令和元年度 バスターミナル工事
- 令和元年10月1日 バス駐車場供用開始
- 令和2年6月1日 バスターミナル(全体)供用開始